

# 広島県エア・ヒーター導入助成要綱

平成 29 年 3 月 23 日 制定  
公益社団法人広島県トラック協会

## (目 的)

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)は、環境対策の一環として、アイドリング・ストップ運動の推進に努めるため、会員事業者が協会指定品目のエア・ヒーターを導入する際の経費の一部を助成する。

## (指定品目)

第 2 条 エア・ヒーターの指定品目は別表のとおりとする。

## (申請受付)

第 3 条 平成 30 年 3 月 16 日までとする。  
なお、助成は申請順に行うこととし、予算額に達した場合は申請受付を締め切る。

## (助成金の額)

第 4 条 指定品目を導入した場合の助成金の額は次のとおりとする。  
エア・ヒーター 導入する機器の価格の 2 分の 1 以内の額(千円未満切り捨て)  
ただし、上限 1 2 0,0 0 0 円  
2 一会員当りの助成台数は、平成 26 年度以降の累計台数が本年度の申請台数を含めて会員の保有する車両数の範囲内とする。

## (申請方法)

第 5 条 助成を希望する会員事業者は、導入完了後に助成金交付申請書(別紙)に必要事項を記入の上、会員の所属する支部に提出する。  
2 前項に定める申請書には、次の書類を添付すること。  
ア エア・ヒーター装着内訳書  
イ 領収証の写(振込金受取書等でも可、②手形(自振手形に限る)による購入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)又は領収証等を添付すれば可)及び導入した品名・数量を記載した納品書の写  
但し、メーカーオプションで納品書のないものについては別途指示する証明書  
ウ 振込先預金通帳の口座名義記載ページの写  
3 割賦又はリースによる導入の場合は、前項イに代わってエア・ヒーター(価格)が含まれることが記載された割賦契約書又はリース契約書の写を添付すること。

## (助成金の返還)

第 6 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。  
(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき  
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき  
2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

## (機器の処分制限)

第 7 条 会員事業者は、交付対象の機器を導入した日から起算して 4 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合は、この限りではない。

## (報 告)

第 8 条 協会は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

## 附 則

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。